

SAICMの概要

1. 概要

第1回国際化学物質管理会議（ICCM、2006年2月4～6日、ドバイで開催）で採択された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM）。

SAICMは、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

2. SAICM策定に至る経緯

SAICM策定に至る経緯は以下のとおり。

- 2002年2月、UNEP管理理事会において、SAICMの必要性について決議。
- 2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指し、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。
- 2006年2月、第1回国際化学物質管理会議(ICCM1)がドバイで開催され、SAICMを採択。

3. SAICMの概要

SAICMは、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。文書の仮訳（環境省作成）は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>）に掲載。

（1）国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む30項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2) 包括的方針戦略(Overarching Policy Strategy : OPS)

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

① 対象範囲 (パラ 3)

- ・ SAICM は、以下を対象範囲に含む。
 - 化学物質の安全性の環境、経済、社会、健康及び労働に係る諸側面
 - 持続可能な開発を促進し、また、製品中*の化学物質を含めた化学物質のライフサイクル全般をカバーするとの観点から、農業用化学物質及び工業用化学物質 (*食品及び医薬品は含まない)

② 目的

- ・ リスク削減 (パラ 14) : 2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討される物質群は、残留性蓄積性有害物質 (PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用
- ・ 知識と情報 (パラ 15) : 化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス (パラ 16) : 化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- ・ 能力向上及び技術協力 (パラ 17) : 先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止 (パラ 18)

③ 財政的考慮 (パラ 19)

- ・ 先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」を開始。
- ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
- ・ 経済的手法、外部コストの内部化について検討

④ 原則とアプローチ (パラ 20)

- ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認

⑤ 実施と進捗の評価 (パラ 21-29)

- ・ 2020 年までに国際化学物質管理会議を 4 回開催
- ・ SAICM 事務局を UNEP に設立 (WHO 等も協力)
- ・ 必要に応じ、地域会合を開催

(3) 世界行動計画(Global Plan of Action: GPA)

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

①目的

- ・リスク削減
- ・知識と情報の強化
- ・ガバナンスの強化
- ・能力向上と技術協力
- ・不法な取引への対処

②作業領域

1. 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価
2. 人の健康保護
3. 子供たちと化学物質安全
4. 労働安全衛生
5. 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の実施
6. 高度に有害な駆除剤 - リスク管理と削減
7. 駆除剤のプログラム
8. 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減
9. クリーナープロダクション（よりクリーンな製造）
10. 汚染された土地の浄化
11. ガソリン中の鉛
12. 適正な農業の実施
13. 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質（vPvB）、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質（POPs）
14. 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質
15. リスク評価、管理とコミュニケーション
16. 廃棄物管理(と最小化)
17. 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定
18. 研究、モニタリングとデータ
19. 有害性データの生成と入手可能性
20. 産業界の参加と責務の強化
21. 情報管理と周知
22. ライフサイクル
23. 環境汚染物質排出移動登録（PRTR）－国家的、国際的登録制度の創設
24. 教育と訓練（市民の自覚）
25. 関係者の参加
26. 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施
27. 国際的協定
28. 社会経済的考慮
29. 法律・政策・体制面
30. 法的責任と補償

31. 進捗状況の確認
32. 保護区域
33. 有毒で危険な製品の不法な取引の防止
34. 貿易と環境
35. 市民社会と公共利益のための非政府組織（NGO）の参加
36. 国家行動を支援する能力向上

4. SAICMの実施

(1) SAICM事務局の設立及びフォーカルポイントの指定

包括的方針戦略に沿って、UNEPにSAICM事務局が設立され、SAICM実施に関する活動の調整を行うほか、一般向けのニュースレターを発行している。

各国からナショナルフォーカルポイントが指名されるとともに、ICCMに参加した非政府機関もフォーカルポイントを指名している。我が国のナショナルフォーカルポイントは環境省環境安全課長。

国連5地域から地域フォーカルポイントを選出しており、アジア太平洋地域はインドとなっている。我が国（環境省環境保健部環境安全課長）はICCMのアジア太平洋地域代表のビューローを務めている。

(2) 関係国際機関におけるSAICMの扱い

SAICMは、関係国際機関の会合に提出され、各国際機関におけるSAICMの扱いについて議論されてきている。これまでの議論の状況は以下のとおり。

- | | |
|----------|---|
| 2006年2月 | 国連環境計画（UNEP）特別管理理事会でSAICMを承認 |
| 2006年4月 | 国連訓練・調査研究所（UNITAR）理事会でSAICMを承認 |
| 2006年5月 | 世界保健会議（WHOの意思決定会合）で、SAICMに留意し、加盟国に対しその実施を呼びかけ |
| 2006年11月 | 世界労働機関（ILO）総会でSAICMを承認 |
| 2006年11月 | 経済協力開発機構（OECD）化学品合同会合で支持 |

(3) ICCM等の開催

SAICMの実施のため、OPSにおいて2020年までにICCMを4回開催することとされている。また、ICCMでの決議等により、地域会合、公開作業部会（OEWG）が開催されることとなっている。

これまでの会合開催経緯及び今後の予定は以下のとおり。

- | | |
|----------|-----------------|
| 2009年5月 | 第2回ICCM（ジュネーブ） |
| 2009年11月 | アジア太平洋地域会合 |
| 2011年9月 | アジア太平洋地域会合 |
| 2011年11月 | 第1回OEWG会合（別紙参照） |
| 2012年9月 | 第3回ICCM |

2015年	第4回 ICCM
2020年	第5回 ICCM

(4) 我が国のSAICM実施状況

①環境基本計画でのSAICMの位置づけ

現行の第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）においては、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組として、「平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」とするとともに、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の考え方に照らし、2020年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。」としている。

平成23年3月、環境大臣から環境基本計画の見直しについて諮問を受けて、中央環境審議会総合政策部会で審議が開始。現在、パブリックコメント中であり、これを経て、第四次環境基本計画が閣議決定される見込み。第四次環境基本計画では、第三次環境基本計画と同様、化学物質対策が重点分野のひとつとして位置付けられる見込み。

② SAICM に沿った取組の推進

化審法の改正（平成21年5月）、化管法政省令の改正（平成20年11月政令改正、平成22年4月省令改正）、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）等の取組の推進・強化を行っている。（第三次環境基本計画の進捗状況の第4回点検結果（平成22年10月8日閣議報告））

③ SAICM 関係省庁連絡会議

SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、SAICM 関係省庁連絡会議を設置。平成18年4月に第1回会議を開催。これまで9回開催され、SAICM 関連の国内外の動向、国内実施計画の策定等について情報共有・意見交換を行っている。

④ SAICM 国内実施計画について

SAICM 包括的方針戦略では、各国における SAICM 実施のための手法として、SAICM 国内実施計画の策定について以下のとおり規定している。

第22パラグラフ：「SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既

存の法令、ナショナルプロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性和状況を考慮し策定することができる。」

SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要である。

このため、第 1 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 18 年 4 月 17 日）において、SAICM 国内実施計画の策定を決定し、その旨を公表済みである。また、第 8 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 23 年 6 月 6 日）において、現在進行中の環境基本計画の見直し作業と連動させつつ所要の作業に着手し、ICCM3 に向けて SAICM 国内実施計画を策定することが了承済みである。

「国際化学物質管理会議(ICCM)に関する公開作業部会(OEWG)第1回会合」の結果について(環境省報道発表資料(平成23年11月21日・経済産業省同時発表))

1. 背景

2006年2月で開催された第1回国際化学物質管理会議(ICCM)において、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management; SAICM)が策定されました。

SAICMは、2002年のヨハネスブルグサミット(WSSD)で採択された「2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする」ことを目標として、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等の分野での戦略と行動計画を定めたものです。

SAICMについては、ICCMを開催して定期的にその進捗状況をレビューすることとされていますが、2009年5月開催された第2回ICCMにおいて、第3回ICCM(2012年に開催予定)までの間に公開作業部会(OEWG)においてSAICMのフォローアップを行うこととされたことを受け、第3回ICCMの準備のために今般の会合が開催されることになったものです。

2. 会合の概要

- ・開催期間:平成23年11月15日(火)～11月18日(金)
(14日(月)にSAICMの実施に係るテクニカルブリーフィング等が開催)
- ・開催場所:ベオグラード(セルビア)
- ・出席者:各国政府代表、関係国際機関、産業界、非政府機関等(約100カ国、約250名(暫定集計値))

我が国からは、早水輝好 環境省環境安全課長(ICCMのアジア太平洋地域代表ビューロー)等が出席

※会議文書:議題、会議文書等は以下のウェブサイトから入手可能です。

<http://www.saicm.org/index.php?content=meeting&mid=124&def=4&menuid=>

3. 会合の主な結果

(1)第2回ICCMで採択された「新規の課題」等

第2回ICCMで採択され、国際的に議論が進められている「新規の課題」(①ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、②電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質製品中化学物質、③製品中化学物質及び④塗料中鉛)及び⑤ペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行について、今後の活動に関する決議案が検討されました。決議案については、第3回ICCMに提出され、さらに検討の上、

採否が決定されます。

各分野の提案内容は以下のとおりです。

- ① ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料: 関連する活動を SAICM 文書の一つである「世界行動計画」に盛り込むことが第 3 回 ICCM に勧告され、具体的な活動内容案については今後とりまとめられることになりました。また、情報交換の促進や技術ガイダンスの作成等の取組を進めることについても提案されることになりました。
- ② 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質: 関連する活動を SAICM 文書の一つである「世界行動計画」に盛り込むことが第 3 回 ICCM に勧告され、具体的な活動内容案については今後とりまとめられることになりました。
- ③ 製品中化学物質: 製品のライフサイクルを通して製品中の化学物質の情報共有等を進めるための国際的なプログラムを立ち上げること等が提案されることになりました。
- ④ 塗料中鉛: 国際的な連携組織 (Global Alliance) を通じて塗料中の鉛の廃絶を目指した取組を進めること等が提案されることになりました。
- ⑤ ペルフルオロ化合物 (PFC) の管理と安全な代替物質への移行: 情報収集・交換を促進するため、OECD 及び UNEP が中心となって、各地域代表国、NGO、国際機関等が幅広く参加する「国際 PFC グループ」を設置すること等が提案されることになりました。

(2) 第 2 回 ICCM で採択された「新規の課題」への追加提案

「新規の課題」に追加して取り組むべき課題として提案されていた①内分泌かく乱物質及び②環境残留性の高い医薬品汚染物質のうち、①内分泌かく乱物質については、第 3 回 ICCM で検討されることになりました。

(3) 実施のための資金及び技術

途上国における SAICM 実施を支援するための「クイックスタートプログラム (QSP)」については、第 3 回 ICCM までで拠出を終了し、2013 年末まで資金の支援を行う予定でしたが、これらを延長し、2013 年末までに資金の支援が決定されたプロジェクトについてプロジェクト終了時まで継続して支援を行うことになりました。

また、長期的な資金支援のオプションについて、少人数会合で議論が行われました。

(4) 第 3 回 ICCM

2012 年 9 月 17 日～21 日にケニア・ナイロビで開催されることが決定されました。

(5) その他

SAICM の保健分野における戦略案、2012 年 6 月に開催予定の国連持続可能な開発会議 (Rio+20) における SAICM の位置づけ等について議論が行われました。